

## 【Q & A 男性不妊治療費の上乗せ助成について】

Q 1. 助成上乗せの対象となる男性不妊治療は何ですか。

A 1. 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術費用及び凍結費用を対象とします。（ただし、保険外診療に限ります。）

Q 2. 助成上乗せの対象となる治療をどこの医療機関で受けても、助成対象になりますか。

A 2. 指定医療機関または指定医療機関から紹介等をされた医療機関において治療を行った場合、助成上乗せの対象になります。

Q 3. 男性不妊治療のみを行った場合は対象となりますか。

A 3. 男性不妊治療のみでの助成申請はできません。

ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの助成を対象とします。

Q 4. 男性不妊治療を行ったが、妻の体調不良で採卵を実施しなかった場合は対象となりますか。

A 4. 採卵を実施していないので、不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象となりません。よって、男性不妊治療についても対象となりません。

Q 5. 男性不妊治療と特定不妊治療を違う医療機関で実施した場合、受診等証明書（第2号様式）はどちらが作成すればよいですか。

A 5. 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を実施した医療機関の医師が作成します。